

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第5区分

【発行日】平成21年7月23日(2009.7.23)

【公表番号】特表2008-543629(P2008-543629A)

【公表日】平成20年12月4日(2008.12.4)

【年通号数】公開・登録公報2008-048

【出願番号】特願2008-515647(P2008-515647)

【国際特許分類】

B 6 3 B 41/00 (2006.01)

B 6 3 B 35/79 (2006.01)

【F I】

B 6 3 B 41/00

B 6 3 B 35/79 Z

【手続補正書】

【提出日】平成21年6月4日(2009.6.4)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

第2部分に連動結合された第1部分からなるセールボードフィンまたはサーフボードフィンにおいて、第2部分に対して2つの位置の間で第1部分が動けるように構成し、フィンに第1部分がフィンの一側の側を構成する面を越えて動くことを防止するストップ部材を設けたことを特徴とするセールボードフィンまたはサーフボードフィン。

【請求項2】

第1部分がフィンの付属部分で、第2部分がフィンの本体部分である請求項1記載のフィン。

【請求項3】

第1部分の動きが、第1部分のリーディングエッジを実質的に中心とする進行する屈曲運動の形を取る請求項1または2記載のフィン。

【請求項4】

ストップ部材が第2部分と一体化し、第1部分の望ましくない動きが起こりそうなときに、第1部分が第2部分内に潜在的に位置させ、ここにロックして、水に対して従来と同様なフィンを構成する請求項1、2または3記載のフィン。

【請求項5】

それぞれがフィンの第1部分の異なる部位に作用する2つのストップ部材を設けた請求項1、2、3または4記載のフィン。

【請求項6】

第1部分および第2部分に相補的な係合部材を設けて、各部分を連動結合できるように構成した請求項1、2、3、4または5記載のフィン。

【請求項7】

2つのタイプのプラスチック材料から第1部分を構成した請求項1、2、3、4、5または6記載のフィン。

【請求項8】

第1部分の少なくともリーディングエッジおよび/またはトレーリングエッジを硬質プ

ラスチック材料から構成した請求項 7 記載のフィン。

【請求項 9】

いったん第 1 部分および第 2 部分を連動結合してフィンを構成すると、第 1 部分が第 2 部分に完全に収容される請求項 1、2、3、4、5、6、7 または 8 記載のフィン。

【請求項 10】

フィンがサイドフィンである請求項 1、2、3、4、5、6、7、8 または 9 記載のフィン。

【請求項 11】

第 1 部分がフィンのトレーリングエッジと一体化している請求項 1、2、3、4、5、6、7、8、9 または 10 記載のフィン。

【請求項 12】

フィンに開口を形成したダクトを配設し、流体がダクトに流入し、開口の一つかそれ以上からフィン的一方の側の一部を介して排出するように構成した請求項 1、2、3、4、5、6、7、8、9、10 または 11 記載のフィン。

【請求項 13】

流体が空気である請求項 12 記載のフィン。

【請求項 14】

請求項 1、2、3、4、5、6、7、8、9、10、11、12 または 13 記載のフィンを使用したサーフボードまたはセールボード。